

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(4)	林業信用保証業務－求償権の管理・回収の取組

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入実績（百万円）	－	269	281	157	217	134	142	
回収向上に向けた取組の実施状況								
全求償権の回収方策等に関する検討会の開催回数	年2回以上	2回	2回	2回	2回	2回	2回	
弁済が滞っている先への催告回数	年2回以上	3回	2回	3回	2回	3回	2回	
債権回収業者との打合せ回数	年2回以上	2回	3回	2回	3回	2回	2回	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
					評価	B	評価	B
(4) 求償権の管理・回収の取組 求償権の回収については、求償債務者の特質に応じた回収方策を検討し、催告頻度の増加や債権回収業者（サービス）の効果的な活用等、回収向上に向けた取組を着実に行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況（回収方策の検討状況、催告頻度、債権回収業者の活用状況等）	(4) 求償権の管理・回収の取組 求償権の回収については、求償債務者の特質に応じた回収方策を検討し、催告頻度の増加や債権回収業者（サービス）の効果的な活用等、回収向上に向けた取組を着実に行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 全求償権の回収方策等に関する検討会の開催回数：年2回以上 ・ 弁済が滞っ	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 回収向上に向けた取組の実施状況・ 全求償権の回収方策等に関する検討会の開催回数：年2回以上 ・ 弁済が滞っている先への催告回数：年2回以上 ・ 債権回収業者との打合せ回数：年2回以上 <評価の視点> 求償権の回収向上に向けて、求償権の回収方策等に関する検討会、弁済が滞っている先への催告等の	<主要な業務実績> ○ 全求償権の回収方策等に関する検討 全求償権先における回収の進捗状況を確認するため、回収方策等に関する検討会を半期毎に毎年度2回、累計10回（平成30年度～令和4年度累計）開催した。回収の進まない先に対して、催告書の送付、法的手続の実施等の回収方策の見直しを行った。 ○ 弁済が滞っている先への催告 弁済が滞っている先、及び、弁済があってもその額が弁済能力に比して低調な先を対象に催告書を毎年度2回以上、累計12回、のべ150先（平成30年度～令和4年度累計）に送付して、弁済の開始、再開又は増額を促進した。 ○ 債権回収業者との打合せ 債権回収業者に委託した求償権先における回収の進捗状況を確認するため、債権回収業者と打合せを毎年度2回以上、累計12回（平成30年度～令和4年度累計）行い、回収方策等の必要な措置を指示した。 ○ 法的手続の実施 保証債務等履行請求訴訟、不動産競売申立など法的手続（平成30年度～令和4年度累計26件）を実施した。	<自己評価> 評価：B 求償権の回収向上に向け、定期的に、全求償権先における回収方策等に関する検討会を開催し、債権回収業者との打合せを行って、回収の進捗状況を確認し、回収の進まない先に対する回収方策を見直した。また、催告書の送付、法的手続に着実に取り組んだ。 この結果、回収が進み、求償債務は大幅に減少した。 以上のとおり、中期計画に掲げる全求償権の回収方策に着実に取り組んだことから、Bとする。	<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －		<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	

	ている先への催告回数：年2回以上 ・ 債権回収業者との打合せ回数：年2回以上	取組は行われているか	○ 上記に加え、現地訪問及び面談を行って、債務者の現況に応じた回収方を検討し、回収向上に向けた取組を強化した（平成30年度～令和元年度累計13先。令和2年度以降コロナ禍により一時中断中）。 ○ 以上の回収促進策を適確に実施し回収に尽力した結果、回収が進み、中期目標期間期首の平成30年度当初時点で203件、40億円あった求償債務は、令和4年度末現在、146件、21億円と大幅に減少した。	<課題と対応> －		
--	---	-------------------	---	-------------------------------	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1－2－(5)		林業信用保証業務－利用者のニーズの反映等						
2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
木材製造業者を対象としたアンケート調査回数	年2回以上	2回	2回	2回	2回	2回	通年	
都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数	年2回以上	4回	5回	2回	6回	5回	22回	
相談窓口の開設回数	－	6回	8回	6回	7回	8回	9回	
3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
			評価	B	評価	B	評価	B
(5) 利用者のニーズの反映等 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換やアンケート調査を通じて、林業信用保証制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営に適切に反映させるとともに、林政上の課題に対応し、林業者等のニーズも踏まえ、本制度の利用拡大に向けて、保証割合などの保証条件や必要な運用の見直し等を行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、融資機関等と連携して対応する。	(5) 利用者のニーズの反映等 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換やアンケート調査を通じて、林業信用保証制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営に適切に反映させるとともに、林政上の課題に対応し、林業者等のニーズも踏まえ、本制度の利用拡大に向けて、保証割合などの保証条件や必要な運用の見直し、平成30年の基金法改正に基づく出資持分の払戻しの計画的な実施、森林経営管理法（平成30年法	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 木材製造業者を対象としたアンケート調査回数：年2回以上 ・ 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 ・ 経営の改善発達に係る制度周知、助言等の件数 ・ 相談窓口の開設回数 <評価の視点> 制度の利用者のニーズを把握し、業務運営に反映させる取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 林業・木材産業者の資金調達の状況、林業信用保証制度の認知度、利用に係るニーズ等を把握するためのアンケート調査を平成30年度～令和3年度までは毎年度2回（累計8回）、令和4年度は通年で実施した。 特に、令和4年度は、従来のアンケートの設問及び調査対象者等を見直し、制度普及の効果や資金ニーズ等を把握することを主目的とした新しいアンケート（お客様アンケート）を融資機関の協力を得て年間を通じて実施することとして、10月から開始した。これにより、令和5年3月末時点で現に保証を利用している138者から回答が得られ、保証の利用に至ったきっかけ、将来的な資金ニーズ、保証制度の改善点等について把握することができたことから、次年度以降の制度普及に活かすこととした。 ○ 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換を、以下のとおり、40回（平成30年度～令和4年度累計）行った。 ・ 都道府県林業信用保証担当者会議を開催し、制度資金に係る都道府県の認定計画への対応状況把握等の情報交換を実施（6回）。 ・ 都道府県ごとに木材関係団体等に委嘱している相談員を対象とした会議を開催し、各地の林業者等のニーズ把握などの情報交換を実施（1回）。 ・ 在京の中央団体への訪問やウェブ会議等により、都道府県、林業・木材産業関係団体等と新型コロナウイルス感染症の影響下での制度利用、林業信用保証制度の運用、普及等に	<自己評価> 評価：A アンケート調査については、令和3年度まで毎年度2回ずつ着実に実施した結果を踏まえ、令和4年度に制度普及の効果等を把握することを主目的とする内容等に見直した上で、年間を通じて実施したことにより、これまで把握できなかった保証の利用に至ったきっかけ、将来的な資金ニーズ、保証制度の改善点等について把握することが可能となったことは、中期計画に掲げる回数を上回るものであり、大きな成果と認められる。 協力団体制度については、試行を通じ	<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －		

【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況（意見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等）	律第35号）第46条に規定する林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言等に取り組むほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、融資機関等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 木材製造業者を対象としたアンケート調査回数：年2回以上 ・ 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 ・ 経営の改善発達に係る制度周知、助言等の件数 ・ 相談窓口の開設回数		について情報・意見交換を実施（33回）。 ○ 事業者に対する着実な保証制度の普及を推進するため、従来の相談員制度を廃止し、新たに林業者等へ保証制度の普及等に協力いただけたと考えられる都道府県レベル的林業関係団体について都道府県を通じて紹介いただき、協力可能な21道県37団体を対象として、令和4年11月から「協力団体制度」の試行を行った。また、令和5年4月から当該制度を本格導入することとし、令和5年3月に実施要領を制定した。この本格導入により、従来の相談員制度では、林業者等にまで関係通知やパンフレット等が行き届いていなかったが、協力団体を通じて林業者等への配布が可能となり、よりきめ細やかな保証制度の普及が期待できる。 ○ 従来、出資金の払戻しはできなかったところ、平成30年6月に出資金の払戻しができるよう制度が改正されたことを受け、平成30年度に出資持分の払戻しが可能な全出資者へ通知するとともに、信用基金ウェブサイト等で周知を行った。これにより、利用者ニーズを反映した制度運用が可能となった。 ○ 森林経営管理法に基づく経営改善発達に係る制度周知を以下により329回（令和元年度～令和4年度累計）行ったことにより、制度の認知度向上を推進した。 ・ 関係団体、都道府県庁、事業者等を訪問し、制度説明を行った（298回）。 ・ 林野庁主催の研修等の機会を捉え説明資料の配付を行った（21回）。 ・ 経営管理実施権を設定した市町村に対し、説明資料を送付した（10回）。 ○ 台風等の災害による被害や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた林業者等を対象に、資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等に関する相談窓口を速やかに開設した（平成30年度～令和4年度累計38回）。これにより、自然災害等の影響を受けた利用者に対し保証による支援を推進した。	てよりきめ細やかな制度普及の推進が期待できることが明らかとなり、本格導入に至ったことについても、大きな成果と認められる。 出資金の払戻しを可能とする制度改正についても、利用者ニーズを反映した制度運用が可能となった。 森林経営管理法に基づく経営の改善発達に係る制度周知や自然災害等に対応した相談窓口の速やかな設置については着実に取り組んだ。 以上のとおり、中期目標を上回る水準の取組を行ったことから、Aとする。 <課題と対応> —		
---	---	--	---	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(6)	林業信用保証業務－林業者等の将来性等を考慮した債務保証

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
					評価	A	評価	A
(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証 債務保証の審査に当たっては、財務状況等の分析に基づく判断に加え、林業者等の今後の事業展開に伴う経営の将来性を従来以上に見通すことが必要となっていることから、林業・木材産業専門の債務保証を行う機関としての知見を活かし、林業者等の将来性を考慮した債務保証に取り組み、中期目標期間の最終年度までに、林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアルを整備し、本格導入するとともに、職員	(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証 債務保証の審査に当たっては、財務状況等の分析に基づく判断に加え、林業者等の今後の事業展開に伴う経営の将来性を従来以上に見通すことが必要となっていることから、林業・木材産業専門の債務保証を行う機関としての知見を活かし、林業者等の将来性を考慮した債務保証に取り組み、中期目標期間の最終年度までに、林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアルを整備し、本格導入するとともに、職員	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアル整備に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 中期目標期間の最終年度までのマニュアル整備、本格導入に向け、平成30年度より、林業者等の将来性等を考慮した債務保証の考え方、林業・木材産業の特質に応じた非財務情報の検討項目の抽出と判断基準の設定に係る検討を進め、下記のとおり取り組んだ。 - 林業・木材産業への起業を支援する観点から、これまでは決算書がないために保証の対象外であった新規創業者に対し、新たに将来性評価の導入によって保証対象とできるようにする仕組みについて整理し、その保証引受の試行を令和2年7月から開始した。 - 上記の取組を進める中で、他産業を営む者で新たに林業・木材産業に参入する者については、既往事業の財務諸表を有する点において上記の新規創業者とは異なり、別の取扱いが必要であることが明らかになった。 上記実状を踏まえ、他産業から林業・木材産業への参入による新分野進出を支援し林業就業者の拡大を図る観点から、そのような取組を行う者について、新規創業者とは区分して、将来性評価を新たに導入することとし、その保証引受の試行を令和3年10月から新たに開始した。 - 令和2年度からの保証引受の試行結果（令和2年度～令和3年度の累計11件）に基づき、令和4年10月に「債務保証マニュアル」を改正し、新規創業者及び新分野進出者の将来性等を評価した債務保証を本格導入した。	<自己評価> 評価：A 林業者等の将来性等を考慮した債務保証の考え方、林業・木材産業の特質に応じた非財務情報の検討項目の抽出と判断基準の設定に係る検討を着実に進め、令和2年度には新規創業者に対する保証引受の試行を開始した。 加えて、上記の取組を進める中で、別の取扱いが必要であることが明らかになった新分野進出者についても、中期目標期間中に、新規創業者とは区分して、将来性評価を新たに導入することとし、その保証引受の試行を令和3年度に開始するという、より積極的な取組を行った。 試行結果に基づき、新規創業者の将	<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に掲げた林業者等の将来性等を評価した債務保証の本格導入に向け、決算書のない新規創業者を対象とした審査手法の検討・試行を行った。その上で、林業就業者の拡大を図る観点から、新規創業者とは実情の異なる異業種からの新規参入者（新分野進出者）を対象とすることについて、法人が独自に検討した結果、新規創業者とは区分して将来性評価を導入することとし、令和3年度より新分野進出者に対する保証引受の試行を開始し、令和4年10月にその本格導入を実現したことから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> －	<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に掲げた新規参入者の林業者等の将来性等を評価した債務保証の本格導入に向けた検討の中で、林業就業者の拡大を図る観点から、新規創業者とは実情の異なる異業種からの新規参入者（新分野進出者）を対象とすることについて、法人が独自に検討した結果、新規創業者とは区分して将来性評価を導入することとし、令和3年度より新分野進出者に対する保証引受の試行を開始し、令和4年10月にその本格導入を実現したことから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> －		

の審査能力向上の取組を実施する。 <目標水準の考え方> ・ 林業者等の将来性の評価については、これまで体系的な方法が十分確立されていなかったことを踏まえ、マニュアルの整備に当たっては、林業・木材産業の特質に応じた非財務情報の検討項目の抽出と判断基準の設定、検証といった試行を平成 30 年度から実施することとし、最終年度までに本格的に導入することが適当。	といった試行を平成30年度から実施し、中期目標期間の最終年度までに、林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアルを整備し、本格導入するとともに、職員の審査能力向上の取組を実施する。			来性等を考慮した債務保証の本格導入について、中期目標期間の最終年度までに行うとする当初目標を上回り、令和4年10月に本格導入を達成しただけでなく、信用基金自らの発案により整理した新分野進出者の将来性等を考慮した債務保証も同時期に本格導入したことは、中期目標を上回る大きな成果と認められる。 以上のとおり、中期目標を上回る水準の取組を行ったことから、Aとする。 <課題と対応> －	<その他事項> －	<その他事項> －
---	---	--	--	---	-------------------------------	-------------------------------

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1－2－(7)		林業信用保証業務－事務処理の適正化及び迅速化						
2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務処理方法についての 点検及び見直しの検討	年1回以上	1回	1回	2回	2回	2回	4回	
標準処理期間内の処理								
保証審査	7日	98.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
代位弁済	135日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
出資持分の払戻し	30日			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
貸付審査	3日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
担当部署及び会計部署に おける点検実施件数	－	1,616件	1,562件	1,558件	1,380件	1,177件	1,081件	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績		自己評価		（見込評価）	
							（見込評価）	（期間実績評価）
(7) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保証引受、代位弁済等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、	(7) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保証引受、代位弁済等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施件数 <評価の視点> 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るた	<主要な業務実績> ア 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ○ 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、業務処理方法について点検し、必要に応じ見直しを行った。主な取組は以下のとおり。 ・ 令和元年10月に「債務保証審査マニュアル」を改正した。この改正により、信用基金の保証引受審査担当者が、マニュアルの活用により一定水準以上・同一目線での審査を円滑に行えるようになり、審査業務の適正化・迅速化を期待できる成果をあげた。さらに、令和4年10月の改正では、新規創業者及び新分野進出者の将来性等を評価した債務保証を本格導入した。また、毎年度定期的に検証を行い、必要があればマニュアルの見直しを行う規定を設け、継続して点検及び見直しが行われるよう措置した。さらに、令和4年度にも次の事項について改正し、令和5年4月から適用することとした。これにより、更に実態に即した審査業務の適正化及び迅速化が期待できることとなった。 ① 実質管理案件対象の限定		<自己評価> 評価：A 出資持分払戻しに係る申請書類の簡素化に関しては、手続面での負担軽減に貢献する利用者目線にたった成果が認められる。 融資機関等関係団体に対する事務連絡等を、郵送から電子メールに変更したことにより、業務に要する時間を3日から0.5日程度に大幅に短縮するとともに、郵送コストを削減したことは、事務の効率化の観点から大きな成果と認められる。		（見込評価） 評価 B <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	（期間実績評価） 評価 B <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －

必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 イ 保証引受、代位弁済等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に案件の処理を行う。 ＜目標水準の考え方＞ ・ 前中期目標期間において、目標（85%以上の処理）の確実な達成が見込めるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求めるため、目標を15ポイント引き上げ、全ての案件を標準処理期間内に処理することが適当。 なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除く	必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況 イ 保証引受、代位弁済等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。 （ア）保証審査 7日 （イ）代位弁済 135日 （ウ）出資持分の払戻し 30日 （エ）貸付審査 3日 ウ 保証料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保証料の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保証料を確実に徴収する。	め、事務処理の適正化及び迅速化に向けた取組は行われているか	② 保証引受に当たっての専決事項の見直し ③ 格付と資産区分の整合性の改善 ・ 債権管理に関する業務処理状況を点検し、令和3年10月に、「求償権等の管理マニュアル」を改正した。この改正により、事故通知接受の手続・対応等が整備され、事務の効率化を期待できる成果をあげた。また、毎年度定期的に点検を行い、必要があればマニュアルの見直しを行う規定を設け、継続して点検及び見直しが行われるよう措置した。さらに、令和4年度にも次の事項について改正し、令和5年4月から適用することとした。この改正により、一層実態に即した事務処理の適正化が期待できることとなった。 ① 代位弁済請求に対する信用基金の基本的な方針等に関して約定融資機関に周知する時期の変更 ② 予見通知の具体例の追加 ③ 代位弁済に当たって通知文の取扱いの明確化 ④ 求償権の出資持分の処理方法の明確化 ⑤ 債権回収業者に管理・回収を委託した求償権の取扱いの明確化 ・ 求償権の償却手続きについて、「償却作業手順書」を令和4年11月に作成した。この結果、限られた業務時間で効率的に作業できるようになったとともに、初めて当該作業に携わる者でもマニュアルに沿って対応することにより、事務ミスを未然に防止する効果が得られた。 ・ 融資機関等関係団体（556先）に対する事務連絡等について、従来は郵送で送付をしていたが、対応可能な先については令和4年8月から電子メールに切り替えることとしてメールアドレスの収集を行い、令和4年度末時点で527先について電子メールに切り替えた。その結果、送付文書の印刷、送付用封筒への宛名印刷及び封筒への文書封入等に3日ほど要していた作業が削減され、0.5日程度で送付することが可能となり、事務処理の効率化につながった。さらに、郵送コストも大幅に削減することができた。 ○ 令和3年12月に、新たに基金内に林業信用保証業務運営の検証委員会を立ち上げ、上記の「債務保証審査マニュアル」、「求償権等の管理マニュアル」の点検及び見直しの取組を含め、林業信用保証業務の実施に係る点検等を行う体制を強化した。 イ 標準処理期間内の事務処理 ○ 事務は、台帳等で進捗を管理することにより迅速な処理に努め、標準処理期間内に全て処理を行った。 ウ 保証料や貸付金の確実な徴収 ○ 保証料について、担当部署及び会計部署のそれぞれの部署	「債務保証審査マニュアル」の改正により、審査業務の適正化・迅速化、「求償権等の管理マニュアル」の改正により、事務の適正化を期待できる成果が認められる。 「償却作業手順書」作成に関しては、効率的・正確に業務を処理することが期待できる成果が認められる。 なお、業務処理方法についての点検及び見直しの検討を平成30年度から令和4年度まで累計で11回実施しており、中期目標の水準を大きく上回る取組を行った。 加えて、令和3年度に、新たに林業信用保証業務運営の検証委員会を立ち上げ、業務の実施に係る点検等を行う体制を強化するとともに、その結果を林業信用保証業務運営委員会において説明・意見交換し、信用基金ウェブサイトで公表することにより、透明性を確保する、というより積極的な取組を行った。 また、標準処理期間内の事務処理の達成、保証料や貸付金の徴収を確実に行った。 以上のとおり、中		
---	--	--------------------------------------	---	---	--	--

ことが適当。 ウ 保証料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保証料の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保証料を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施状況	また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施件数		が把握している金額を担当部署の複数の職員が突合し、正確性の点検を行い、定められた納入期日までに確実に徴収した。 ○ 貸付金について、確実に回収した。	期目標の水準を上回る取組を行ったことから、Aとする。 <課題と対応> —		
---	---	--	--	---	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3	漁業信用保険業務

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報		②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
漁業信用保険業務			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2 年度 (2020年度)	3 年度 (2021年度)	4 年度 (2022年度)
(1)	適切な保険料率・貸付金利の設定 (第1－3－(1) 参照)						
(2)	保険事故率の低減に向けた取組 (第1－3－(2) 参照)	予算額（千円）	21,135,435	16,486,441	20,501,229	16,502,420	14,945,900
(3)	求償権の管理・回収の取組 (第1－3－(3) 参照)	決算額（千円）	17,700,590	14,158,642	16,990,016	13,246,931	11,299,006
(4)	利用者のニーズの反映等 (第1－3－(4) 参照)	経常費用（千円）	1,697,033	1,895,445	1,402,419	1,301,863	1,044,843
(5)	事務処理の適正化及び迅速化 (第1－3－(5) 参照)	経常収支（千円）	2,760,632	842,921	899,594	1,107,251	844,683
		行政コスト（注）（千円）	△1,750,245	1,895,467	1,404,412	1,301,863	1,044,895
		従事人員数（人） ※期首の全体数	※110	※108	※110	※111	※108

（注）「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 3 漁業信用保険業務 （1）適切な保険料率・貸付金利の設定（第1－3－（1）参照） （2）保険事故率の低減に向けた取組（第1－3－（2）参照） （3）求償権の管理・回収の取組（第1－3－（3）参照） （4）利用者のニーズの反映等（第1－3－（4）参照） （5）事務処理の適正化及び迅速化（第1－3－（5）参照）	第1－3－（1）～（5）を参照。	同左	同左	評価：A 3項目についてA、2項目についてBとしたことから、中項目「3 漁業信用保険業務」についてはA評価とする。	評価	A	評価	A
					＜評価に至った理由＞ 5つの小項目のうち、3項目でA、2項目でBとなった。このうち、重要度が高い業務とされた1項目（（1）適切な保険料率・貸付金利の設定）でAとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「3 漁業信用保険業務」についてはA評価とする。		＜評価に至った理由＞ 5つの小項目のうち、3項目でA、2項目でBとなった。このうち、重要度が高い業務とされた1項目（（1）適切な保険料率・貸付金利の設定）でAとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「3 漁業信用保険業務」についてはA評価とする。	
					（3項目×3点＋2項目×2点＋1項目×3点）／（5項目×2点＋1項目×2点）＝133.3%		（3項目×3点＋2項目×2点＋1項目×3点）／（5項目×2点＋1項目×2点）＝133.3%	
					※算定にあたっては、評価毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点とし、重要度が高い1項目（（1）適切な保険料率・貸付金利の設定）については、ウエイトを2倍としている。		※算定にあたっては、評価毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点とし、重要度が高い1項目（（1）適切な保険料率・貸付金利の設定）については、ウエイトを2倍としている。	
					＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善			

					方策> — <その他事項> —	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善 方策> — <その他事項> —
--	--	--	--	--	--------------------------	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1－3－(1)		漁業信用保険業務－適切な保険料率・貸付金利の設定						
2. 主要な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保険料率（保証保険）								
漁業近代化資金及び漁業 経営改善促進資金								
20トン以上	－	年0.30%	年0.30%	年0.30%	年0.30%	年0.30%	年0.30%	
その他	－	年0.22%	年0.22%	年0.22%	年0.22%	年0.22%	年0.22%	
事業資金								
20トン以上	－	年1.05%	年1.05%	年1.05%	年1.05%	年1.05%	年1.05%	
その他	－	年0.77%	年0.77%	年0.77%	年0.77%	年0.77%	年0.77%	
3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
3 漁業信用保険 業務 (1) 適切な保険料 率・貸付金利の設 定 ア 保険料率に ついては、適正 な業務運営を 行うことを前 提として、漁業 の特性を踏ま えつつ、リスク を勘案した適 切な水準に設 定する。 その際、収支 均衡に向けて、 業務収支の状 況や保険事故 の発生状況の 実態等を踏ま え、毎年度、料 率算定委員会 において保険	3 漁業信用保険 業務 (1) 適切な保険料 率・貸付金利の設 定 ア 保険料率に ついては、適正 な業務運営を 行うことを前 提として、漁業 の特性を踏ま えつつ、リスク を勘案した適 切な水準に設 定する。 その際、収支 均衡に向けて、 業務収支の状 況や保険事故 の発生状況の 実態等を踏ま え、毎年度、料 率算定委員会 において保険	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 業務収支の状況や保 険事故の発生状況の 実態等を踏まえ、料 率の点検、検討は行 われているか 基金協会に対する貸 付金利は、適切な水 準に設定されている か	<主要な業務実績> ア 保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し ○ 料率算定委員会を毎年度開催し、保険料率水準の点検を実施した。その結果は以下のとおり。 ・ 平成30年度～令和4年度のいずれの年度においても、現行の保険料率の見直しを据置くことが適当との結論となったため、第4期中期目標期間において保険料率の見直しは行わなかった。 ・ 令和2年度の料率算定委員会においては、近年、災害による影響が大きくなっていること、全国漁業信用基金協会の一部の支所から、信用基金に対し、災害特例保険料率の創設について要望があったこと、全国漁業信用基金協会の一部の支所では独自に被災漁業者等に対する保証料率の引き下げを行っていることから、災害特例保険料率を設定することが必要との結論が出され、災害特例料率の設定（通常保険料率から5割～6割程度引き下げ）に係る業務方法書の改正については、令和3年3月26日に主務省の認可を受けた。（令和3年4月1日より施行） ・ 令和3年度の料率算定委員会においては、2年度の保険料率算定委員会において、引受や残高が減少し、理論値保険料率の算出が困難となっており、かつ、資金の性格に類似性のある資金（一般緊急融資資金、借替緊急融資資金及び経営安定資金、事業資金のうち旧債整理資金）について、資金等種類区分を大きくくり化することが適当としたこと	<自己評価> 評価：A 保険収支、漁業者の経営状況、漁業者間の事故率等を勘案して適切な保険料率を設定した。 これに加え、 ①被災漁業者の漁業経営の再建を図るための資金について、新たに保険料率を5～6割程度引き下げる災害特例料率を導入した。 ②沿岸漁業改善資金の料率設定においては、地方自治体からの要望を踏まえ、漁業者の負担を最小限に抑える観点から、漁業近代化資金と同等の	評価	A	評価	A
			<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、被災漁業者の漁業経営の再建を図るための資金について、通常より5割～6割程度引き下げた災害特例料率を令和2年度に導入し、4年度も継続見込である。 本見直しは、被災漁業者の経営改善に資する取組であり、かつ、漁業信用保険部門の収支均衡にも配慮して行われたことから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、被災漁業者の漁業経営の再建を図るための資金について、通常より5割～6割程度引き下げた災害特例料率を令和2年度に導入し、令和3年度以降も継続した。 本見直しは、被災漁業者の経営改善に資する取組であり、かつ、漁業信用保険部門の収支均衡にも配慮して行われたことから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> －				

料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 <目標水準の考え方> - 保険料率については、収支相等の原則に基づいて設定することを基本として、保険料率水準の点検を毎年度実施するとともに、必要に応じて見直すことが適当。 【重要度：高】 - 保険料は、保険事業を継続的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、業務収支の均衡に向けてその水準について不断の見直しを行うことが重要であるため。 イ 漁業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 イ 漁業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。		を受け「経営維持資金」として料率区分を統合し、料率を設定した（基金協会・支所によっては、従来の保証料率との関係で支障が生じる可能性もあることから、1年間経過措置を設定。）。 また、沿岸漁業改善資金において、地方分権一括法において、転貸融資方式を導入し、同方式により貸付けを受ける者が負担する債務について漁業信用基金協会が保証を行うことを可能とする旨の改正がなされ、信用基金において保険料率を新たに設定することに係る業務方法書の改正については、令和4年3月25日に主務省の認可を受けた（令和4年4月1日より施行）。 - 令和4年度の料率算定委員会においては、第5期中期目標期間以降の検証に当たって、以下のとおり考え方を整理した。 ① 理論値保険料率が低下傾向にあり、設定保険料率を下回っている場合には、保険料率の引下げを検討すること、 ② 理論値保険料率が設定保険料率を上回り、理論値保険料率と設定保険料率の差が拡大傾向にある場合には、保険料率の引上げを検討すること を前提にしつつ、 ③ 保険収支の状況、制度運営の安定性及び漁業者の負担能力等も勘案して保険料率を設定していく必要がある。 - 上記の考え方に基づき、第5期中期目標期間において、 ① 近代化資金については、理論値保険料率が設定保険料率を下回っていること等を考慮し、理論値保険料率の推移を見守りつつ、設定保険料率の見直しについて検討する。 ② 事業資金及び経営維持資金については、現時点では、理論値保険料率が設定保険料率を大きく上回っていることから、制度運営の安定性を考慮した上で、どの程度設定保険料率を理論値に近づけることが適当なのかについて検討する。 ○ 上記の料率算定委員会の結果については、漁業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られた。 その内容は、信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-gyo.html イ 適切な水準の貸付金利の設定 日本銀行が公表する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」（平成30年度～令和3年度）及び日本銀行の「時系列統計データ検索サイト」で公表されている貸付予定日の属する月の前々月の「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等」	料率を設定した。 ③従来の保険料率区分のままでは、今後、理論値の算出が不可能となり兼ねない状況であった負債整理関係資金について、将来の引受に悪影響が生じないよう経営維持資金を創設し、漁業経営の存続に係る負債整理資金に関する本見直しを積極的に行った。 ①～③は、中期目標・中期計画で定められた事項ではなく、信用基金が積極的に取り組んだことである。 また、以上の取組に加え、保険料率算定委員会において、第5期中期目標期間以降の保険料率の見直しの考え方について、資金全体の収支だけではなく、資金毎の理論値の推移に着目して料率の見直しを検討するという視点を示し、基金協会と情報を共有することによって、継続的安定的な制度運営のための財務基盤の確立に向けた道筋をつけた。 このように、中期目標を上回る水準の取組であることから、Aとする。 <課題と対応>	－ <その他事項> －	<その他事項> －
---	--	--	--	--	--	-------------------------------

			(令和4年度)における預入期間ごとの利率に2分の1を乗じて得た利率を、引き続き適用した。	—		
--	--	--	--	---	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1－3－(2)		漁業信用保険業務－保険事故率の低減に向けた取組						
2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保険引受累計額① （百万円）	－	383,754	76,797	150,921	244,015	313,158	372,194	
今期保険金支払額 ② （今期引き受けた案件の み）（百万円）	－	2,482	－	47	268	704	951	
保険事故率（②÷①）	中期目標期間中 の保険事故率： 0.95%以下	0.65%	－	0.03%	0.11%	0.22%	0.26%	

※30年度の保険金支払額及び保険事故率については、実績が無かったため「－」で表記。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
					評価	A	評価	A
(2) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 漁業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、漁業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を	(2) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 漁業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、漁業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を	<主な定量的指標> ○ 中期目標期間中の保険事故率：0.95%以下 <その他の指標> なし <評価の視点> 保険事故率の低減に向けて、基金協会との協議、融資機関との適切なリスク分担、情報の共有等の取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 平成30年度から令和4年度までの5年間の事故率は0.26%であり、定量的指標（0.95%以下）を達成した。 ア 適正な引受・支払審査に向けた協議の実施等 ○ 基金協会との協議を、以下のとおり実施した。 ・ 保証要綱等の制定・改定に伴う協議0件（平成30年度～令和4年度累計） ・ 大口保険引受案件の事前協議321件の全件（平成30年度～令和4年度累計） ・ 大口保険金請求案件の事前協議77件の全件（平成30年度～令和4年度累計） ・ 近年の漁業信用保険業務においては、事故率が低位で推移しているが、国内の漁業をめぐる経営環境は、自然災害、国際情勢などの影響を受け、不安定な状況となっていることから、大口保険引受案件の事前協議について、信用基金及び基金協会の現行体制の中でいかにすれば有効に機能するかという観点から、 1. リスクが高いと思われる資金等に係る事前協議対象範囲の拡大 2. 相対的にリスクが低いと思われる資金にかかる事前協議対象範囲の緩和 3. 経営良好（直近3ヶ年収支平均が黒字であること、繰	<自己評価> 評価：A 中期目標期間中の保険事故率は、令和4年度末で0.26%であり、定量的指標（0.95%以下）の達成度合いが120%以上となった。 保険事故率が抑制されるよう、基金協会とともに大口の保険金請求案件の事前協議や、保険引受審査・保険金支払審査等に係る情報共有・意見交換等を着実に実施したことに加え、直接的に保険事故等の抑制に繋がる新たな助成事業を創設したこと、これに加え、制度の安定的・	<評価に至った理由> 本項目は定量評価項目であり、保険事故率の目標値の達成度合いが120%以上であることから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －		<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、保険事故率の低減に資する取組として、令和2年度以降、法人が独自に、各基金協会が行う期中管理活動等への助成事業（例えば、被保証者の信用調査や、融資機関に同行した被保証先の巡回等への助成）に取り組んだ。 この取組等により、保険事故率の目標値の達成度合いが120%以上となったことから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	

全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、漁業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、必要に応じて方策を拡充する。 ウ 漁業信用基金協会及び融資機関と連携しながら、被保険者及び貸付先の財務状況等を踏まえ、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有及び意見調整を着実に行う。また、必要に応じ漁業信用基金協会が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。 【指標】	全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、漁業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、漁業信用基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必要に応じて方策を拡充する。 ウ 漁業信用基金協会及び融資機関と連携しながら、被保険者及び貸付先の財務状況等を踏まえ、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有及び意見調整を着実に行う。また、必要に応じ漁業信用基金協会が行う期中		越欠損金がないこと)かつ総合償還計画が妥当と判断できる場合、これらの確認書類を報告することで事前協議に代えることができる」としている「大口事前協議の特例」について、上記条件に該当するか否かの確認の徹底を内容とする事前協議の対象範囲を見直し、令和3年1月から実施した。 - 大口代位弁済の事前協議について、より適切な期中管理を促し、着実に事故率の低減を図る観点から、令和3年12月に、協議の対象を現行「代位弁済の総額が5,000万円以上」から「保険金額の総額が3,000万円以上」に見直し、令和4年1月から実施した。 イ 融資機関との適切なリスク分担 - 業務運営の検証委員会を毎年度開催し、現在実施している部分保証やペナルティー方式等の方策について導入効果等の検証を行い、以下の結論を得た。 - 部分保証やペナルティー方式については、一定の効果は認められるものの、基金協会が個別に取組を拡大して行くには限界がある。 - 近年の保険金支払は低水準にあるが、漁業を巡る情勢は、継続的な不漁やコロナ禍により不安定な状況にあることを勘案すると、今後、事故の増加も懸念される。 - 制度を安定的・継続的に運営していくためには、保険事故率低減のため、融資機関、基金協会及び信用基金が適切なリスク分担を図る対応を強化する必要があるものと考えられ、その対応案については次のとおり整理した。 ①設備資金と比べ事故率が高く、無担保で融資されているケースが多い運転資金の保証引受に当たって、正常な運転資金の範囲の考え方を基準として示し、その範囲内で保証を引き受けるべき ②関係者が一体となって適正な期中管理に取り組むべき - 以上の整理に基づき、令和4年4月から取組を実施。 - なお、令和4年度においてアンケート調査及び勉強会を実施し、期中管理の考え方等の浸透状況等を把握したところ、期中管理の考え方等について、一定の理解が得られ、基金協会・支所が問題意識を持って取り組んでいることが確認された。 - 上記の業務運営の検証委員会の結果については、漁業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行った。その内容は信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-gyo.html ウ 保険引受審査、保険金支払審査に係る情報の共有及び意見調整	継続的な運営のための保険事故率低減のため、融資機関と基金協会、信用基金が適切なリスク分担を図る観点から、期中管理や引受けに関して、融資機関、基金協会、信用基金がどのように取り組むべきかを考え、関係者とも積極的かつ丁寧に意見交換を行うよう整理したこと、これらの考え方に基づく保険事故率の低減に資する取組を令和4年4月から実施したことは、これまでにない新たな取組であることから、Aとする。 <課題と対応> －		－ <その他事項> －
--	--	--	---	---	--	--

○ 中期目標期間中の保険事故率(直近10年の平均実績: 0.95%) <想定される外部要因> ・ 保険事故については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。	管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。 【指標】 ○ 中期目標期間中の保険事故率: 0.95%以下		○ 大口保険引受案件について、事前協議を通じて得られた情報を基金協会に共有するとともに、意見調整を着実に行った。 ○ 令和3年度からは、代位弁済事前協議又は保険金支払審査の結果、期中管理等に改善の余地のある事案については、「申送り」を作成、基金協会へ発出し、以後の改善を促すとともに、今後の保険引受審査の参考となるよう引受部門に対し当該事案の共有を行った。 ○ 求償権の回収促進のため求償権残高を有する(償却済み案件を除く) 38基金協会・支所ごとの回収目標額に係る個別協議を実施する際に、求償権を有する基金協会から、代位弁済の発生見込みや現地の水産事情について、併せて把握した。 ○ 令和2年度より、最近の事故事例に基づき、 1. 代位弁済(保険金支払)までの経緯 2. 保証(保険)引受に問題がなかったか 3. 事故の予兆がなかったか 4. 予兆に対して適切な措置はとられたか 等について、振り返り(点検・検証)を行い、その上で、引受審査から期中管理の段階まで、今後の留意すべき事項を整理した事故事例を作成し、信用基金ホームページに新たに設置された関係者専用ページに掲載することにより、基金協会に提供した。 ○ 保険事故率の低減を図るため、基金協会における保証債務の期中管理の取組をより効果的に支援できるよう新たな助成事業を令和2年から実施した。本助成事業により、基金協会・支所においてウェブ会議に対応した PC 等のインフラ整備を行いコロナ禍でも求償債務者との面談を行うなど、事故率を低減させるための取組が進んだ。 これにより、令和2年度以降、基金協会においては同事業を活用して、 ①個人信用情報機関への照会等の信用調査 ②融資機関同行巡回 ③担当職員の資質向上のための研修 などの保険事故率低減に繋がる取組強化が行われた。			
---	---	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報										
第1－3－(3)		漁業信用保険業務－求償権の管理・回収の取組								
2. 主な経年データ										
主要なアウトプット（アウトカム）情報										
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報		
回収金収入実績（百万円）	－	770	678	596	656	562	442			
回収向上に向けた取組の実施状況										
回収見込調査実施回数	年2回以上	2回	2回	2回	2回	2回	2回			
求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率	87%以上	100%	100%	100%	100%	100%	100%			
3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価					
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）			
(3) 求償権の管理・回収の取組 漁業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や漁業信用基金協会との個別協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実に行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況（回収見込調査実施状況、個別協議実施状況等）	(3) 求償権の管理・回収の取組 漁業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や漁業信用基金協会との個別協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実に行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 回収見込調査実施回数：年2回以上 ・ 求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率：87%以上	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 回収見込調査実施回数：年2回以上 ・ 求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率：87%以上 ＜評価の視点＞ 求償権の回収向上に向けて、回収見込調査、個別協議等の取組は行われているか	＜主要な業務実績＞ ○ 回収見込調査は毎年度2回実施した。 ○ 基金協会・支所から提出された「求償権分類管理表」に基づき、求償権回収方針や求償債務者の現況について、求償権を有する全ての基金協会・支所と個別協議を実施した（平成30年度～令和4年度の個別協議実施率100%）。 このうち、各年度の上半期の回収実績の進捗率が低かったのべ54基金協会・支所（平成30年度～令和4年度）について、下半期に個別協議を実施した。 ○ 保険金支払に係る求償権の早期かつ円滑な回収を図るため、令和2年度から基金協会に対する助成事業を実施し、同助成事業の活用によって、基金協会においては、外部専門家（弁護士、調査会社等）の活用等により求償権の管理・回収に係る法的手続きを促進する等、回収向上に向けた取組が行われた。 これにより、令和2年度以降、基金協会においては同事業を活用して、 ① 強制執行（競売、債権差押等）、支払督促等の法的措置の実施 ② 弁護士の積極的な活用 ③ 回収専門員の臨時雇用 ④ 管理・回収のためのインフラ整備（現地交渉のためのタブレット購入、ウェブ環境整備） など、求償権の管理強化・回収向上のための取組強化が行われ		＜自己評価＞ 評定：A 回収向上のため回収実績の進捗管理や基金協会との個別協議を着実にに行ったことに加え、新たに基金協会の回収率の向上に繋がるよう回収事例の整理・提供（優良な回収事例の共有）を行ったこと、また、令和2年度に創設した助成事業において、その活用実績についての各基金協会間での共有を積極的に行い、基金協会において、その事例を参考として、信用基金からの助成金を活用し求償権の管理・回収促進のための取組みを強化した。		評定	A	評定	A
					＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、求償権の管理・回収の促進に資する取組として、法人が独自に、各基金協会の求償活動に対する助成事業（例えば、回収専門員の臨時雇用や弁護士への依頼等を実施する際に助成）に取り組んだことから、「A」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －		＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、求償権の管理・回収の促進に資する取組として、令和2年度以降、法人が独自に、各基金協会の求償活動に対する助成事業（例えば、回収専門員の臨時雇用や弁護士への依頼等を実施する際に助成）に取り組んだことから、「A」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －			

			た。 ○ 令和２年度以降、求償権の回収向上に資するため、基金協会から回収事例を収集し、効果的な回収方法、特徴的な回収方法について整理し、信用基金ホームページに令和２年度に新たに開設した関係者専用ページに掲載することにより、基金協会に提供した。	特に、令和２年度以降の３年間の平均保険金支払額（約６億円）が、令和元年度までの３年間の平均保険金支払額（約１３億円）に比べ大幅減となり、かつ無担保・無保証人制度の普及を背景に回収財源が限られる中で、２年度以降は、各年度の保険金支払額相当もしくはそれを超える回収実績を上げていることは評価できる。 以上のとおり、中期目標を上回る水準の取組みを行ったことから、Ａとする。 <課題と対応> －		
--	--	--	---	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1－3－(4)		漁業信用保険業務－利用者のニーズの反映等						
2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
利用者へのアンケート調査による意見募集回数	年1回以上	－	1回	1回	1回	1回	1回	
漁業信用基金協会、融資機関等関係機関との情報・意見交換回数	年7回以上	－	7回	8回	22回	19回	20回	
現地水産関係団体との情報・意見交換回数	年3回以上	－	5回	3回	1回 ※	4回	3回	
3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
(4) 利用者のニーズの反映等 漁業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や漁業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、漁業信用基金協会等と連携して対応する。	(4) 利用者のニーズの反映等 漁業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や漁業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、漁業信用基金協会等と連携して対応する。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年1回以上 ・ 漁業信用基金協会、融資機関等関係機関との情報・意見交換回数：年7回以上 ・ 現地水産関係団体との情報・意見交換回数：年3回以上 ＜評価の視点＞ 制度の利用者のニーズを把握し、業務運営に反映させる取組は行われているか	＜主要な業務実績＞ ○ 制度に関する利用者のニーズを把握するとともに、業務処理方法についての点検及び見直しを図るため、利用者へのアンケートによる意見募集を5回（平成30年度～令和4年度累計）行った。 利用者へのアンケートを踏まえ、平成30年度においては、大口保険引受の事前協議の事務手続きの簡素化や保証保険契約申込書の添付書類の簡素化を図った（平成31年4月より実施）。 令和2年度及び3年度においては、融資機関との適切なリスク分担について、期中管理や引受けに関して、融資機関、基金協会、信用基金がどのように取り組むべきか議論を行いつつ整理し、その考え方に基づく取組を、令和4年4月から実施する体制を整えた。 令和4年度においては、期中管理の考え方等の浸透状況等を把握し、期中管理の考え方等について、一定の理解が得られ、基金協会・支所が問題意識を持って取り組んでいることを確認するとともに、今後は、融資機関も含めて期中管理に積極的に関与するよう共通ルールの確立を目指すこと等、検討課題を整理した。 ○ 基金協会の各地区ブロック会議等において意見交換を76回（平成30年度～令和4年度累計）行った。また、現地水産関係団体等を訪問し幅広く意見交換を16回（平成30年度～令和4年度累計。ウェブ会議を含む。）を行った。令和2年度及び3年	＜自己評価＞ 評価：B 利用者へのアンケートによりニーズを把握するとともに、漁業信用保証保険制度の普及推進・利用促進に取り組んだ。 また、災害発生時には相談窓口を開設し、基金協会等と連携して対応したことから、Bとする。 ＜課題と対応＞ －	評価	B	評価	B
					＜評価に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －		＜評価に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －	